

- <物件番号1 上川町>
<物件番号2 大口町>
<物件番号3 大津町>
<物件番号4 上川町>

令和7年度第一回 一般競争入札による市有地譲渡実施説明書



松 阪 市

事務担当

物件1・2・3

総務部 財務課 財産管理係

T E L 0598-53-4322

F A X 0598-26-4030

物件4

建設部 住宅課 管理係

T E L 0598-53-4163

F A X 0598-26-8184

一般競争入札による市有地譲渡実施説明書

1 市有地譲渡の概略

一般競争入札による市有地の譲渡は、1つの入札物件に不特定多数の購入希望者を募ったうえで入札を行ない、市が設定した予定価格以上で最高価格の入札をされた方を譲渡の相手方と決定する方法です。

一般競争入札による市有地の譲渡の申込みから登記完了までの流れは以下のとおりですが、詳細につきましては、それぞれに示すページをご覧ください。

(1) 実施説明書を読む

- この実施説明書をよく読んで参加申込みの準備を行なってください。

(2) 譲渡物件の現地確認をする P3・4・27

- 必ず事前に現地の状況を確認してください。
- 物件調書を必ずご覧ください。この物件調書を参考に都市計画法や建築基準法等による制限をよく確認していただき、参加する物件をお選びください。
- 物件調書に記載されている事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。

(3) 申込書類を準備する P5・12・14

- 申込書、誓約書等を記入する。
- 添付書類を用意する。
 - ・ 住民票(抄本)
 - ・ 印鑑登録証明書
 - ・ 市区町村税完納証明書

(4) 申込書を提出する P5

- 提出先
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
松阪市総務部財務課財産管理係
松阪市役所本庁舎3階 物件 1・2・3
松阪市建設部住宅課管理係
松阪市役所本庁舎2階 物件 4
- 提出方法
持参または、郵送による方法に限ります。
郵送の場合は、令和8年2月3日(火)午後4時30分必着とします。

配布期間

令和7年12月5日(金)～
令和7年12月26日(金)

現地確認

- 必ず事前に現地の状況を確認してください。
- 物件調書でも確認してください。

申込受付期間

令和8年1月26日(月)～
令和8年2月3日(火)
最終日:午後4時30分必着

(5) 入札保証金を納める P6

- 入札に参加するには、入札執行前までに入札保証金を納めなければなりません。申込書をご提出いただいた際にお渡し又は、郵送する納付書で入札保証金を納めてください。
- 落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当します。落札されなかった方の入札保証金は、申込書とともに提出いただく返還請求書により金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へお振込みいたします。

入札保証金納付期限

令和8年2月16日(月)の
入札執行前まで

(6) 入札に参加する P6・7・8

- 入札日時までに会場へお集まりください。入札会場では入札会場受付時に符番する受付番号で出欠を確認します。
- 入札開始時間に出席されない場合は失格となります。
- 入札後、即時開札となり落札者を決定いたします。

入札日時

令和8年2月16日(月)
午後1時30分から
物件番号1より順次開始

入札会場

松阪市役所地下会議室
(松阪市殿町1340番地1)

(7) 契約を締結する P8・9

- 落札された方は契約締結期限までに契約を締結していただきます。
- 契約の際には、入札保証金が契約保証金に充当されます。
- 契約を辞退した場合、入札保証金は市に帰属します。
- 必要書類として身分証明書を提出してください。

契約締結期限

令和8年2月24日(火)

(8) 売買代金を納付する P9・10

- 契約締結後、市より納付書を発行します。
- 売買代金は落札金額より契約保証金額を差し引いた額を納めていただきます。
- 納付完了後、登記に必要な登録免許税用の収入印紙等を提出してください。

売買代金納入期限

契約締結日から30日以内(契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日)

(9) 登記関係書類を受領する P10

- 売買代金の納付が完了し、登記に必要な収入印紙等を提出いただき、市において所有権移転登記を嘱託します。
- 登記が完了しましたら関係書類をお渡します。しますので、別途お知らせします。

登記関係書類の受領

登記関係書類は、登記に必要な収入印紙等の提出を受けてから約2週間程度でお渡しします。

2 譲渡実施物件一覧

物件 番号	所在地番	地目	面積(㎡) (登記簿)	面積(㎡) (実測)	予定価格(円) (最低価格)	入札保証金 (円)
1	松阪市上川町字新田 3732 番 44	宅地	1,679.10	1,679.10	21,040,000	1,052,000
2	松阪市大口町字築地 1409 番 4、1409 番 7	雑種地	4,858	4,859.25	29,000,000	1,450,000
3	松阪市大津町字久地 380 番 1 建物付き	宅地	1,866.82	1866.82	14,718,000	735,900
4	松阪市上川町字新田 3733 番 1	宅地	2,428.64	2,428.64	17,300,000	865,000

※ 譲渡物件の詳細は、「物件調書」(P27～)をご覧ください。

3 入札参加者の資格及び入札参加申込み

(1) 入札参加者の資格

次に該当する個人及び法人は、申込みいただくことができません。また、代理人としても申込みすることができません。

1. 売買契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号いずれかに該当する者で、その事実があった日から3年間が経過していない者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等
4. 市区町村税を滞納している者

(2) 譲渡実施物件の現地確認

1. 必ず事前に現地の状況を確認してください。
2. 譲渡物件の現地説明を希望される方は、事前にご相談ください。
3. 物件調書（P27～）の記載事項は、調査時点における一般的な内容を記載しているものであり、落札時点では、記載内容と差異がある場合も想定されます。あらかじめご自身で関係機関に照会するなど十分ご確認ください。
4. 現状と差異が生じる場合には、現状が優先されます。
5. 申込みの際には、必ずご本人で現地や各規制を確認した上で申込みしてください。
6. 物件を使用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等各種法令等、三重県、松阪市の条例等による規制・指導がなされる場合がありますので、皆様の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関において十分確認してください。
7. 譲渡物件については、譲渡物件上のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装、車止め等）や樹木等が含まれます。物件調書と現状とに差異が生じている場合は現状が優先し、契約後も現状有姿（あるがままのかたち）での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず現地を事前に確認してください。
8. 現地の確認の際は、周辺の住民の方のご迷惑にならないようにご配慮願います。

(3) 共有名義での申込み

1. 譲渡物件を共有名義で申込みをされる場合は、共有者の添付書類も添えて連名で提出してください。
2. 申込み受付期間終了後は、単独から共有又は共有から単独への変更をすることはできませんのでご注意ください。
3. 共有での申込みの場合、代表者となられた方は、他の共有者より今回の入札に関する一切の権限を他の共有者より委任されたものとみなしますのでご了承ください。なお、この委任により、他の共有者から委任状の提出は必要ありません。

(4) 申込予定物件の資金計画

1. 申込みを希望する譲渡実施物件の物件調書（P27～）をよくお読みいただき資金計画を立ててください。
2. 落札されましたら、落札日から5営業日以内（落札日は含みません）に契約を締結し、その後30日以内（契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日）に土地売買代金を一括にてお支払いいただきます。

(5) 申込みに必要な書類

次の書類を申込場所に提出してください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

『申込必要書類』

1. 申込書 (P12) 1通
2. 誓約書 (P14) 1通
3. 入札保証金還付請求書 (P16) 1通
4. 住民票 (抄本) 1通
5. 印鑑登録証明書 1通
6. 市区町村税完納証明書 1通

※1 申込書等の記載は、ボールペン又は万年筆を使用してください。

※2 持参申込みの際には、念のため印鑑（登録印）を持参してください。

※3 共有名義で申込む場合、2・4・5・6の書類は、共有名義人分も提出してください。

※4 4・5・6の書類については、発行後1ヶ月以内のものとしします。

※5 申込書の提出を持参で代理人が行なう場合は、委任状（P15）を提出してください。（法人の申込みで従業員等の方が代理である場合を含みます。）

※6 法人が申込みを行なう場合、4を「登記事項全部証明書」（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）としてください。

(6) 申込みの方法

1. 提出書類を申込場所へ持参又は、郵送にてご提出ください。
2. 郵送の場合は、受付期間最終日午後4時30分までに到着しているものを有効として受け取ります。（消印有効ではありませんので、余裕を持って郵送してください。）
3. 持参申込みで代理人の場合は、委任状（P15）を提出してください。（法人の申込みで、従業員等の方が代理である場合を含みます。）
4. 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行なうことができます。
5. 電話（ファックスを含む）等による申込受付・変更は、行ないません。
6. 申込みの有無等に関する事項については、お答えすることができませんのでご了承ください。

(7) 申込受付期間

『受付期間』 令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月3日（火）の間
（持参の場合、閉庁日を除きます。）

『受付時間』 午前9時00分～午後4時30分まで

(8) 申込場所

『申込場所』 〒515-8515
松阪市殿町1 3 4 0 番地1

物件1・2・3

松阪市役所 本庁舎3階 総務部財務課財産管理係
電話番号 0598-53-4322

物件 4

松阪市役所 本庁舎2階 建設部住宅課管理係
電話番号 0598-53-4163

4 入札保証金の納付等

(1) 入札保証金

1. 入札に参加するためには「譲渡実施物件一覧」(P3)に表示している入札保証金の納付が必要です。
2. 申込み受付の際に市がお渡し又は郵送する納付書により、指定する金融機関にて納付をお願いします。指定金融機関がお近くにない場合、市の指定する銀行口座への振込みにて納付をお願いします。この場合、振込手数料は参加者の負担となります。
3. 納付期限は、入札参加しようとする物件の入札実施日時までです。
4. 入札保証金の納付をせずに参加した入札は、無効となります。
5. 入札の際に入札保証金を納付した時の控え(市発行の納付書又は振込金受取書等、金融機関の領収印の押印あるもの)を入札当日の入札受付にて提出してください。
6. 入札に際し不正な行為をしたとき、入札参加の申込方法に違反したときは、当該入札保証金は市に帰属します。

(2) 入札終了後の入札保証金の還付等

1. 落札された申込者が納付した入札保証金は、契約締結時まで市にて保管させていただきます。
2. 契約締結期限までに落札された申込者が売買契約を締結しないとき、落札された申込者が納付した入札保証金は、市に帰属するものとし還付いたしませんのでご注意ください。
3. 落札された申込者の入札保証金は、売買契約の際に必要な契約保証金に充当いたします。
4. 落札者以外の方が納付した入札保証金は入札の終了後、申込時に提出いただく入札保証金還付請求書(P16)に指定された金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ概ね30日以内にお振込みいたします。
5. 入札保証金には、利息を付しません。

5 入札及び開札

(1) 入札日時・会場

『入札日時』 令和8年2月16日(月)
受付時間：午後1時15分

物件番号1 午後1時30分～
物件番号2 午後1時40分～
物件番号3 午後1時50分～
物件番号4 午後2時00分～

※入札開始時間は目安です

『場 所』 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所地下会議室

(2) 入札参加の受付

1. 入札参加者は入札受付で入札保証金の納付を証する書面(市発行の納付書又は振込金受取書等、金融機関の領収印の押印あるもの)を提出して受付を済まし、入室して定刻までお待ちください。
2. 1. の提出の無い場合は、参加資格のない者とみなし入室をお断りいたします。
3. 入札参加者が代理人である場合(法人の申込みで従業員等の方が代理である場合を含む。)、1. の書面に添えて委任状(P15)を提出し代理人であることを係員にお知らせください。(申込時に提出済みの場合は、申出てください。)
4. 入札開始時間に遅れると、入札に参加できませんのでご注意ください。

(3) 入札書の提出

1. 入札書及び入札書を入れる封筒は、申込み受付時にお渡し又は郵送するものを必ず使用してください。(入札書は誤記に備えてコピーしておいてください。)
2. 入札時刻になりましたら係員が入札の開始を宣言いたしますので、それまでお待ちください。
3. 係員の指示に従い、入札書を封入した封筒を投函していただきます。

(4) 開札

1. 入札後直ちに入札者の前で開札します。
2. 今回の入札は最低売却価格を公表して行ないますので、再度の入札は行ないません。
3. 開札に参加しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てすることはできません。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

1. 同一人が同一物件に対して2通以上の入札を行ったとき。
2. 入札者又はその代理人が他人の入札の代理を行ったとき。
3. 入札に際して不正行為があったとき。
4. 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札のとき。
5. 入札保証金の納入が確認できないとき。
6. この実施説明書に定める条件に違反、その他入札条件に違反した入札があったとき。

(6) 入札の延期、中止、取消し

松阪市契約規則第15条の規定により市長は必要と認められるときは、入札を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことがあります。

(7) 落札者の決定

1. 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行ないます。
2. 市が定める予定価格以上の最高価格をもって、有効に入札を行った入札者を落札者と決定します。
3. 落札者となる同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格の入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。なお、落札者となる同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
4. 落札者には、入札終了後、契約手続き等の説明を行ないます。
5. 落札の結果は、個人法人の区分及び落札額を公表しますのでご了承ください。

6 契約の締結・契約条件・契約保証金の納付

(1) 契約の締結

1. 落札者は、落札日から5営業日以内（落札日は含みません）に買受人として市有財産売買契約の締結を行っていただきます。
2. 落札者が正当な理由なく上記の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。その場合、お預かりした入札保証金は市に帰属します。
3. 市有財産売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
4. 落札者が個人の場合は、契約締結の際に資格確認のため「身分証明書」を提出してください。（「身分証明書」は本籍地のある市町村で取得してください。発行後1ヶ月以内のものとしします。）

(2) 契約に付す条件

落札者に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

1. 公序良俗に反する使用の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等、若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものなど、公序良俗に反する用に供することの禁止。

2. 風俗営業の禁止

売買契約に定める所有権移転の日から5年間は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することの禁止。

(3) 契約の解除

1. 落札者が売買契約の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないとき、市は契約を解除することができます。

2. 契約が解除されたとき、落札者は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(4) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時土地登記全部事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただきます。

(5) 契約不適合責任

落札者は、契約締結後に、当該売買物件に面積の不足、又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(6) 違約金

契約の条件等に違反するなどして契約を解除した場合は、違約金として土地売買代金の30%を支払っていただきます。

(7) 契約保証金の納付と売買代金の支払い

1. 契約保証金の充当

契約締結にあたり、入札保証金としてお預かりしている金額を、契約内容の履行を担保する目的のため、契約保証金へ充当します。なお、契約

の辞退や解除の場合は、契約保証金は市に帰属します。

2. 売買代金の支払い方法

売買代金（落札金額から契約保証金（入札保証金を充当）を差し引いた残金）を売買契約締結と同時に市が発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内（契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日）に指定する金融機関で一括にて支払ってください。

3. 売買代金の分割納付はできません。

7 所有権移転の登記等

（1）所有権の移転等

1. 代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
2. 売買物件は、現状のまま引き渡すものとします。（現地での引き渡しは行ないません。）
3. 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行なえません。
4. 代金の納付後速やかに領収証書を市に提出してください。領収証書の提出を所有権移転登記手続きの請求とみなします。
5. 所有権の移転登記は、市の嘱託により行ないます。
6. 所有権移転登記等に必要な登録免許税等の一切の費用は、落札者の負担となります。（市より登録免許税の額を通知しますので、収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を提出してください。）

（2）所有権移転後の費用等

所有権移転後の公租公課（不動産取得税、固定資産税、都市計画税等）は、買受人の負担となります。また物件引渡し後に必要となる一切の費用は、買受人の負担となります。

8 その他の留意事項等

1. 入札に参加しようとする方は、この実施説明書に記載された事項について熟知しておいてください。
2. 情報公開請求があった場合は、申込みをされる方全員の氏名を公表することがありますのでご了承ください。

9 スケジュールカレンダー

令和7年12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 入札公告	2	3	4	5 説明書 配布期間	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 申込 受付開始	27	28	29	30	31

令和8年2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 申込 受付終了	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 入札日	17	18	19	20	21
22	23	24 契約 締結期限	25	26	27	28

令和8年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24 納付期限	25	26	27	28
29	30	31				

※令和8年3月24日の代金納付期限は、令和8年2月24日に契約を締結した場合の代金納付期限ですのでご注意ください。

10 入札関連及び契約書書式

《 申 込 書 》

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 松阪市長

私は、下記の市有財産を買い受けたいので、一般競争入札による市有地譲渡実施説明書を了承し、入札の参加を申し込みます。

入札の代表者	住所 (所在地)	〒 -		
	(フリガナ) 氏 名 (名称及び 代表者名)			印鑑登録印 持分比率 /
	電話番号	自宅・勤務先	() -	
		携帯電話	-	-

〔共有者がいる場合に記入してください。〕

共有者	住所 (所在地)	〒 -		
	(フリガナ) 氏 名 (名称及び 代表者名)			印鑑登録印 持分比率 /
	電話番号	自宅・勤務先	() -	
		携帯電話	-	-

記

物件番号		物件所在地番	
------	--	--------	--

【 添付書類 】

- 1 誓約書
- 2 入札保証金還付請求書
- 3 住民票（抄本）
法人の場合は、登記事項全部証明書
- 4 印鑑登録証明書
- 5 市区町村税完納証明書

受付印	
入札 番号	

【 申込書記載等注意事項 】

- 1 住所、氏名は、住民票または登記簿の記載どおり記入すること。
- 2 印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。
- 3 共有名義とする場合は、共有者欄に記入すること。
- 4 共有名義の申込みで3名以上の場合は、申込書を複写しもう一枚に追加記入しホッチキス止めして提出すること。
- 5 共有名義とする場合は、共有名義者全員の添付書類を添付すること。
- 6 所在地番は、「譲渡実施物件一覧」に記載された所在地番を記載すること。
- 7 添付書類の住民票（抄本）、印鑑登録証明書、市区町村税完納証明書は、発行後1ヶ月以内のものを添付すること。
- 8 法人名義で申込みする場合の市区町村税完納証明書は、松阪市に本店、支店のあ
る法人にあっては松阪市の発行する完納証明書を提出し、松阪市に本店、支
店のない法人にあっては、本店所在地の市区町村が発行する完納証明書を提
出すること。
- 9 同一人が複数の物件を申込みする場合、添付書類の1通は原本を提出し、他の物
件分については、添付を省略することも差し支えない。
- 10 申込期間終了後の物件の変更、取下げはできないので注意すること。

《 誓 約 書 》

誓 約 書

私は、松阪市が実施する一般競争入札による市有地譲渡の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 松阪市一般競争入札による市有地譲渡実施説明書中の「3」(1)入札参加者の資格1. ～4.」のいずれにも該当しません。
- 2 松阪市一般競争入札による市有地譲渡実施説明書の記載内容及び譲渡予定物件の法令上の規制等すべて承知のうえで申し込みます。

令和 年 月 日

(あて先) 松阪市長

入札の代表者 申込者(共同)	住 所 (所在地)	〒 —		
	(フリガナ) 氏 名 (名称及び 代表者名)			印鑑登録印 持分比率 ／
	電話番号	自宅・勤務先	() —	
		携帯電話	—	—

〔共有者がいる場合に記入してください。〕

共有者	住 所 (所在地)	〒 —		
	(フリガナ) 氏 名 (名称及び 代表者名)			印鑑登録印 持分比率 ／
	電話番号	自宅・勤務先	() —	
		携帯電話	—	—

【 誓約書記載等注意事項 】

- 1 住所、氏名は、住民票または登記簿の記載どおり記入すること。
- 2 印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。
- 3 共有名義とする場合は、共有者欄に記入すること。
- 4 共有名義の申込みで3名以上の場合は、誓約書を複写しもう一枚に追加記入しホッチキス止めして提出すること。

《 委 任 状 》

委 任 状

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

私は、上記の者を代理人と定め、下記の市有財産（不動産）の一般競争入札による市有地譲渡に関する一切の権限を委任します。

記

物 件 番 号	
所 在 地 番	

令和 年 月 日

（あて先）松阪市長

委任者 住 所
（所在地）

氏 名
（法人名及び代表者名） ⑩

電話番号

【 委任状記載等注意事項 】

- 1 委任者、代理人とも印鑑は、印鑑登録された印を押印のこと。代理人については、印鑑証明書を添付すること。
- 2 入札参加申込及び入札に代理人として出席される方、法人の申込みで従業員等の方が代理である場合は、この委任状を提出すること。

《 入札保証金還付請求書 》

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書

請求日 令和 年 月 日

下記のとおり入札保証金の返還を請求します。

1. 物件番号、所在地番、請求金額（納付済金額）

物件番号		所在地番	
請求金額	円		

2. 請求者及び請求印

返還請求者 (口座名義人)	住 所 (所在地)	〒	
	(フリガナ) 氏 名		請求印
	(名称及び代表者名)		印

3. 振込先金融機関（ゆうちょ銀行以外）

振込先	金融機関名	店舗名	種別	口座番号
			普通 当座	

委任状

令和 年 月 日

委任者（入札保証金を納付した者）

住 所	
氏 名	印

私は、次の者に入札保証金返還の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所	
氏 名	印

【 入札保証金還付請求書記載等注意事項 】

- 1 申込者が請求する場合、請求印は印鑑登録された印を押印のこと。また、振込み口座は申込者と同一名義の口座とすること。
- 2 申込者以外の者の口座に振込みを希望する場合、上記の委任状により請求及び受領の権限を委任し請求すること。請求印は、受任者の印を押印のこと。
- 3 請求者が請求する場合は、委任状に記載しないこと。

《 入 札 書 》

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 松阪市長

入札者 住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

㊞

代理人 住 所

氏 名

㊞

一般競争入札による市有地譲渡実施説明書の記載事項および市有財産売買契約書の約定を承知し、市有財産（不動産）の入札について、下記のとおり入札します。

記

物 件 番 号	
所 在 地 番	

金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

【 入札書記載等注意事項 】

- 1 金額はアラビア数字(0,1,2,3...)とすること。入札書の訂正はしないこと。
初めの数字の頭に¥を入れること。
- 2 入札者、代理人とも印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。
- 3 入札に代理人として出席される方、法人の申込みで従業員等の方が代理である場合は、代理人の欄に記載し押印すること。

《 封 筒 記 載 例 》

(表)

入札書在中	
(宛 先) 松阪市長	
(件 名) 一般競争入札による市有地譲渡	
物件番号	
所在地番	
(入札者) 住 所	
氏 名	

(裏)

【 封筒記載例等注意事項 】

- 1 上記事項は必ず明記するものとする
- 2 封筒裏面は、上記のように封印を押印すること。
- 3 入札会場への入室前に入札書を入札書封筒に入れ、封筒に封印、封かん(封の糊付け)し、入札時間に入札箱へ投函してください。

《 チェックリスト 》

入札日に持参する書類等チェックリスト

入 札 参加者	当日会場に 来られる方	持参すべき書類等
個 人 の 場 合	本 人	☐ 印鑑（印鑑登録済みの印鑑） ☐ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒
	代理人	☐ 委任状 ☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 代理人の印鑑証明 ☐ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒
法 人 の 場 合	代表権を有する者	☐ 法人（会社・団体等）の印鑑（印鑑登録済みの印鑑） ☐ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒
	代理人	☐ 委任状 ☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 代理人の印鑑証明 ☐ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒

【 注 意 】

提出された書類は、返還いたしませんのでご了承ください。

《 落札後に必要となるもの 》

落札後に必要となるもの

1. 売買代金 売買代金（落札金額から契約保証金（入札保証金を充当）を差し引いた残金）を売買契約締結と同時に市が発行する納入通知書により、指定する金融機関で一括にて支払ってください。
2. 収入印紙 契約締結時に契約書に貼付しますので、契約金額に応じた収入印紙をご準備ください。

契 約 金 額		税 額
100 万円超	500 万円以下	1 千円
500 万円超	1 千万円以下	5 千円
1 千万円超	5 千万円以下	1 万円
5 千万円超	1 億円以下	3 万円

3. 登録免許税 課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨て）」に「税率（※20/1000）」を乗じて百円未満を切り捨てた額となります。
法務局にて所有権移転登記手続きを行なうのに必要です。落札者には市より連絡いたしますので収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を準備してください。
※ 令和8年3月31日までの間に受ける土地の売買による所有権移転の登記については、15/1000

4. 参 考
 - 土地を買ったときにかかる税金
【不動産取得税】
不動産を取得した人に課税される税金で、取得時に一度だけかかります。
 - 土地の保有にかかる税金
【固定資産税・都市計画税（市街化区域のみ）】
不動産を所有しているときにかかる税金です。

《 契 約 書 案 》

市 有 財 産 売 買 契 約 書

松阪市（以下「甲」という。）と 【 落 札 者 】 （以下「乙」という。）との間に、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有に係る後記表示の不動産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金（以下「代金」という。）は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【契約保証金】円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、既に納付済みの入札保証金から全額を充当する。

3 契約保証金に利息を付さない。

4 契約保証金は、第19条に定める損害額の予定又はその一部と解釈しない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当するものとする。

6 乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付方法及び納期限）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた金【落札金額－契約保証金】円を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに一括して甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が代金を納付したときに、乙に移転するものとする。

2 所有権の移転に伴う費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転登記）

第6条 乙は、前条の規定により、所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記をそれに必要な書類等を添えて請求するものとし、甲は、その請求により、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第7条 甲は、第5条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、現状のまま引き渡すものとする。

(危険担保)

第8条 乙は、本契約締結後、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額および免除を申請することができない。

(契約不適合責任の特約)

第9条 乙は、売買物件の品質その他の状態等の特記事項に関し、別紙「物件調書」に記載したとおりであることを確認し、当該特記事項がこの契約の内容を構成し、かつ、適合するものであることを容認した上で、この契約を締結した。

2 売買物件の引渡し後、別紙「物件調書」に記載したもののほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見された場合であっても、甲は、乙に対して、売買物件の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、甲に対して、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、この契約の解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

3 甲は、売買物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等の可否に関し承知しておらず、これらの行為の可否にかかわらず、甲は、乙に対してその一切の責任を負わないものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合であって、売買物件の引渡し後、売買物件に契約不適合が発見された場合においては、乙が売買物件の引渡しから2年以内にその旨を甲に通知した場合に限り、乙は、甲に対し、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求又はこの契約の解除若しくは損害賠償請求をすることができるものとする。

5 前項の場合において、乙の甲に対する損害賠償請求の額は、第2条に定める代金の額を限度とする。ただし、甲、その代表者又はその使用する者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではない。

(公租公課等の負担)

第10条 売買物件に対する公租公課等は代金の納付完了の日をもって区分し、納入通知書の名宛名義にかかわらず、甲はその前日までの部分に相当するものを負担し、乙は同日以降に相当するものを負担する。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第11条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等若しくは

法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

- 2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 乙は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。
- 4 乙は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。
- 5 乙は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業の禁止)

- 第12条 乙は、第5条に規定する所有権の移転の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- 2 乙は、指定期間に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の使用禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。
 - 3 乙は、指定期間に売買物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して本条第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(実地調査等)

- 第13条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、売買物件について随時に実地調査を行ない、又は乙から必要な報告、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、正当な理由なく、前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他なんらの手続きなく、本契約を解除することができる。
- (1) 資格を偽る等不正な行為により売買物件を買い受けたとき。
 - (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (3) その他本契約に定める事項に違背したとき。

- 2 前項の契約の解除による所有権移転登記等に関する費用は、乙の負担とする。

(乙の契約解除の禁止)

第15条 乙は、自己の都合により本契約を解除することができない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により本契約を解除した場合において、その所有権移転登記等に要する費用は、乙の負担とする。

(返還金等)

第16条 甲は、第14条第1項又は前条ただし書きの規定により本契約が解除されたときには、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該代金には、利息を付さず、契約保証金は差引くものとし、市に帰属するものとする。

- 2 本契約を解除した場合において、甲は、乙の負担した契約の費用及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 3 本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲はこれを賠償しない。

(違約金)

第17条 乙は、第14条第1項若しくは第15条第1項ただし書の規定により本契約が解除されたときは、違約金として代金の30%を甲が指定する日までに一括して甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 甲が第14条第1項の規定により本契約を解除したとき、又は、乙が第15条第1項のただし書きの規定により本契約を解除したときは、乙は自己の負担において、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

- 2 前項本文の規定により、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲が乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。
- 3 乙は第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

い。

- 5 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

- 第19条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

- 第20条 甲は、第16条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第17条に定める違約金並びに前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）

- 第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（関係法令等の遵守）

- 第22条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

- 第23条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。
2 本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

- 第24条 本契約に関する一切の紛争については、松阪市役所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者署名又は記名押印のうえ各自その1通を保有する。

〔売買物件の表示〕

土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)

建物

所在	種類	構造	床面積 (㎡)

令和 年 月 日

松阪市殿町1340番地1
 甲 松 阪 市
 松阪市長 竹上 真人

乙

11 物件調書

物件調書、案内図等は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限については、必ずご自身で十分な調査、確認を行ってください。

1. 物件は、すべて現況有姿での売買及び引渡しとなります。
2. 物件調書、案内図、現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。
3. 物件調書に記載された内容は、調査時点での内容に基づき記載しています。

(1) 物件調書の主な項目の見方

- ①. 所在地
所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。
- ②. 面 積
(公簿) は、物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。
(実測) は、物件の実測面積を記載しています。
- ③. 法令に基づく制限
都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。
- ④. 供給処理施設の状況
各供給処理施設の状況等を記載しています。引込みの可否、引込み工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関にお問い合わせください。
また、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも各供給処理機関にてご確認ください。
- ⑤. 公共施設
公共施設の方角と距離を記載しています。
距離は主要道路を経由した場合のおおよその距離です。
小学校、中学校は、通学区域の公立学校名を記載しています。
- ⑥. 留意事項
 - ・譲渡物件について、土壌汚染及び地盤、埋設物等に関する調査は行っていません。
 - ・留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係機関にお問い合わせください。
 - ・入札物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。
市は越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。
(注) 越境とは例えば、隣接地の建物の庇が境界を越えて市有地上にかかっている場合や、逆に市有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合などをさします。

物 件 調 書

物件番号 1

予定価格

21,040,000円

所 在 地		松阪市上川町字新田					
内 容	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積			
	3732番44	宅 地	1679.10㎡	1679.10㎡			
	合計(1筆)			1679.10㎡			
道路と敷地の関係		東側建築基準法第42条1項1号道路に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第二種住居地域	
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	高度地区	—
		外 壁 後 退 距 離	—	敷 地 面 積 最 低 制 限	—	防 火 地 域	法第22条区域
	その他の 制 限	景観計画区域「丘陵地区」					
私道の負担金等に関する事項		負担金の有無	無	負担等の内容			
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		状 況		事業所等		
	電 気	可			中部電力(株)松阪営業所 0120-985-320		
	上 水 道	可	給水工事必要		松阪市上水道建設課 0598-53-4377		
	下 水 道	無	合併処理浄化槽の設置が必要		松阪市下水道建設課 0598-53-4132		
	都市ガス	無					
	CATV	可	詳細は右記事業所へご確認ください		松阪ケーブルテレビ・ステーション(株) (代)0598-50-2200		
公共施設等	徳和駅			物件の北西方	約1.3km		
	市立徳和小学校			物件の西方	約1.3km		
	市立久保中学校			物件の北西方	約3.1km		
	県立松阪商業高校			物件の東方	約0.5km		
留 意 事 項	①本物件は、確認のため建築、造成等の行為にあたっては事前に松阪市建築開発課へご相談ください。						
	②本物件は、外周にフェンス及びコンクリート壁が設置されています。売買時にはフェンス及びコンクリート壁も含めた現状引渡しとなりますので、撤去等の費用は落札者にてご負担となります。						
	③道路との高低差があります。正面道路：等高～約0.6m高い 背面道路：約0.6m～約1.2m低い						
	④本物件は、土壌汚染及び地盤、埋設物に関する調査は行っていないのでご注意ください。						
	⑤本物件の東側にあるゴミ集積場については、廃止はできないので必ず設置すること。						
※この物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず参加者ご自身で現地及び諸規制について、調査・確認を行ってください。							

本物件の譲渡人(連絡先)

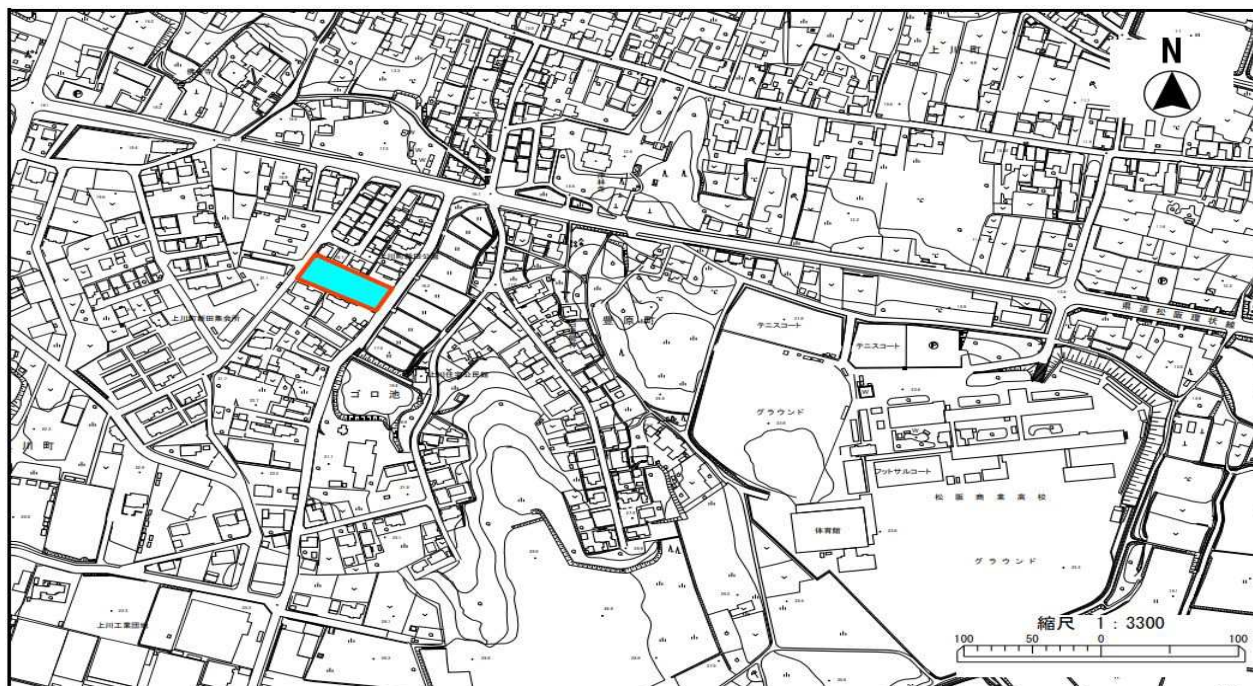
松阪市総務部財務課(0598-53-4322)

物 件 調 査 書

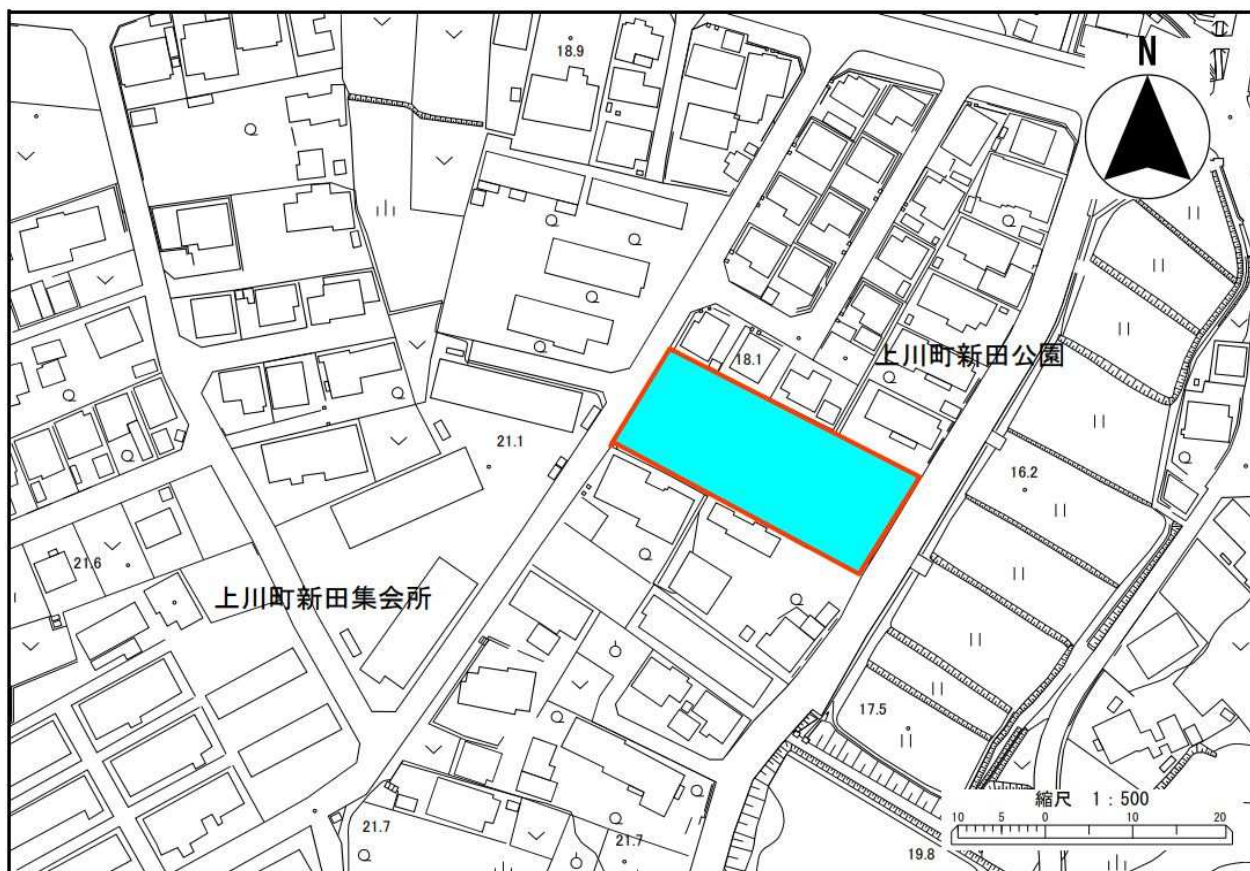
物件番号 1

案 内 図

広 域 位 置 図



案 内 図



本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)

物件調書

物件番号 1

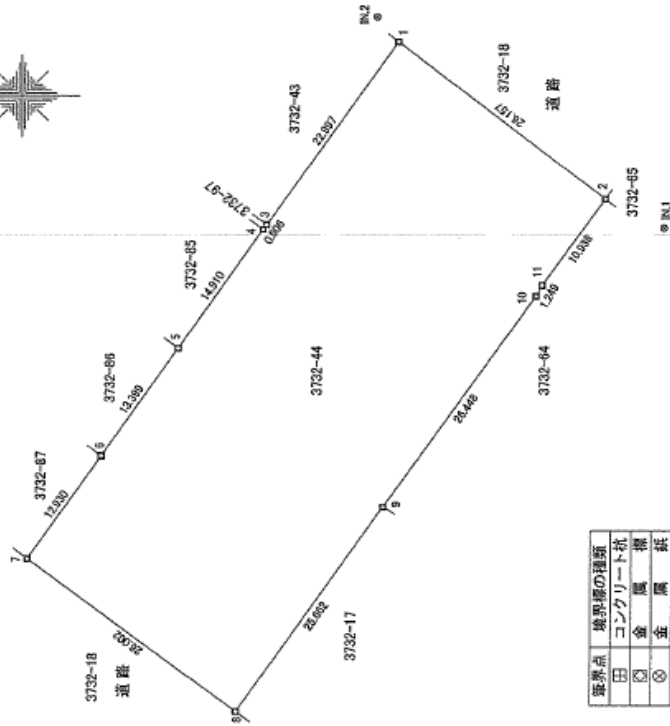
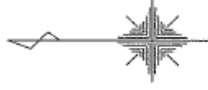
測量図

土地所
在
測量
図

地番 3732番44

土地の所在 松阪市上川町字新田

測量第一号 (第七十四条第三項関係)



境界点	境界線の種類
田	コンクリート杭
◎	金 属 杭
○	金 属 杭
□	プラスチック杭
◇	石 杭
△	マ ー キング
○	計 算 点
△	測量基準点

求 積 表

地番	3732-44	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)
1		213.076	200.719	-2.598	-574.879048	
3		226.011	181.704	-18.518	-4411.282608	
4		226.349	181.201	-12.858	-2910.395442	
5		224.696	168.846	-23.430	-5498.927280	
6		242.237	157.771	-21.778	-5275.437386	
7		249.492	147.068	-26.495	-6610.540032	
8		228.836	131.275	5.449	1246.698528	
9		214.436	152.516	43.034	9228.038824	
10		198.451	174.309	22.886	4565.034488	
11		198.851	175.404	10.093	2007.003143	
2		192.632	184.402	25.315	4876.479080	
合 計					-3356.207823	
合 計 面 積					1678.1039115	
					1678.10	m ²

測量年月日	令和4年12月19日
測量系	任意座標

引 照 点 座 標 リ ス ト

点 名	X座標	Y座標	備 考
BN 1	186.866	191.406	金属杭
BN 2	215.198	203.281	金属杭

作成者 公益社団法人 三重県公共職労労組土地家屋調査士協会 松 島 庄 平
 三重県松阪市光町5番地6 土地家屋調査士 局 (令和5年2月7日作成)
 (三重県土地家屋調査士会用紙)

嘱託者 松阪市長 竹上 真人

縮尺 1/500

【注意】コピー縮小しています。

本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)



全景(東方向から)



全景(西方向から)

物 件 調 書

物件番号 2

予定価格

29,000,000円

所 在 地		松阪市大口町字築地					
内 容		地 番		地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積	
		1409番4		雑 種 地	3347㎡	3347.48㎡	
		1409番7		雑 種 地	1511㎡	1511.77㎡	
		合計(2筆)				4859.25㎡	
道 路 と 敷 地 の 関 係		北東側で幅員約20mの舗装港湾道路(建築基準法第42条に該当しない)に接面する。					
法令に基 づく制 限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域		用 途 地 域	工 業 専 用 地 域	
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	高 度 地 区	—
		外 壁 後 退 距 離	—	敷 地 面 積 最 低 制 限	—	防 火 地 域	法第22条区域
	そ の 他 の 制 限	景観計画区域「伊勢湾沿岸地区」					
私 道 の 負 担 金 等 に 関 する 事 項		負 担 金 の 有 無	無	負 担 等 の 内 容			
供 給 処 理 施 設 の 状 況		施 設 の 種 類		状 況		事 業 所 等	
		電 気	可			中部電力㈱松阪営業所 0120-985-320	
		上 水 道	可			松阪市上水道建設課 0598-53-4377	
		下 水 道	無			松阪市下水道建設課 0598-53-4132	
		都市ガス	無				
		CATV	可	詳細は右記事業所へご確認ください		松阪ケーブルテレビ・ステーション㈱ (代)0598-50-2200	
公 共 施 設 等		近鉄山田線「松阪」駅			物件の南西方	約4.2km	
		国道23号			物件の南西方	約2.4km	
		伊勢自動車道「松阪」IC			物件の南西方	約10km	
		松阪市役所			物件の南西方	約4.7km	
留 意 事 項	①本物件は、2筆を一括して入札するものであり、分割は出来ません。						
	②本物件は、確認のため建築、造成等の行為にあたっては事前に松阪市建築開発課へご相談ください。						
	③本物件は、敷地全体がアスファルト舗装されています。出入口にはアルミ製の門扉が設置され、周囲はメッシュフェンスで囲まれています。敷地内各所には外灯が設けられ、一部には樹木の植栽も施されています。売買時にはフェンス等を含めた現状引渡しとなりますので、撤去等の費用は落札者にてご負担となります。						
	④全面道路との境界には、道路面からの高さ約0.9mの防汐壁が設置されている。出入口部分については、防汐扉の代替として同じ高さのスロープが設けられており、防汐機能を担う構造となっています。						
	⑤本物件の南東側には、地目上「用悪水路」とされる幅員約2.5mの水路が接しており、その一部は幅員約1.5mのアスファルト舗装された通路と接続しています。						
	⑥本物件には、電力事業者が所有する電力柱と支柱が設置されていますが、当該電力柱などを残置したまま所有権移転とします。所有権移転後の電力柱などの継続設置に係る手続きについては、買主と電力事業者の間で行う必要があります。						
	⑦本物件は、土壌汚染及び地盤、埋設物に関する調査は行っていないのでご注意ください。						
	⑧平成27年11月2日付、「松阪市港防潮扉閉鎖時における松阪港旅客ターミナル第二駐車場利用に関する覚書」によりセントラル硝子株式会社に利用権が設定されています。						
※この物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず参加者ご自身で現地及び諸規制について、調査・確認を行ってください。							

本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)

物 件 調 査 書

物件番号 2

案 内 図

広 域 位 置 図



案 内 図



本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)



全景(北北東方向から)



全景(南南西方向から)

物 件 調 書

物件番号 3

予定価格

14,718,000円

所 在 地		松阪市大津町字久地							
内 容		地 番		地 目	公 簿 面 積		実 測 面 積		
		380番1		宅 地	1866.82㎡		1866.82㎡		
		合計(1筆)						1866.82㎡	
道 路 と 敷 地 の 関 係		北西側建築基準法第42条1項1号道路に接面、南東側建築基準法第42条2項道路に接面							
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域		第二種住居地域	
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	高度地区	—		
		外 壁 後 退 距 離	—	敷 地 面 積 最 低 制 限	—	防 火 地 域	法第22条区域		
	その他の制限	都市計画施設あり							
		松阪市景観計画区域							
立地適正化計画における居住誘導区域内									
私道の負担金等に関する事項		負 担 金 の 有 無		無	負 担 等 の 内 容				
供給処理施設の状況	施 設 の 種 類		状 況				事 業 所 等		
	電 気	可					中部電力(株)松阪営業所 0120-985-320		
	上 水 道	可	給水工事必要				松阪市上水道建設課 0598-53-4377		
	下 水 道	無	単独浄化槽あり				松阪市下水道建設課 0598-53-4132		
	都市ガス	無							
	CATV	可	詳細は右記事業所へご確認ください				松阪ケーブルテレビ・ステーション(株) (代)0598-50-2200		
公 共 施 設 等		近鉄東松阪駅				物件の南東方		約300m	
		国道166号線				物件の北西方		約1km	
留意事項	①本物件は、昭和55年から令和5年3月まで松阪市立大津保育園の敷地として使用されていました。敷地内には「建物等の情報」に記載する園舎及び倉庫があるほか、自転車置場、危険物倉庫、屋外プール、砂場、樹木などが残置されており、これらも土地の定着物として現状有姿にて引き渡します。								
	②本物件は、出入口に門扉が2か所設置され、周囲はメッシュフェンスで囲まれています。売買時にはフェンス等を含めた現状引渡しとなりますので、撤去等の費用は落札者にてご負担となります。								
	③本物件の北側にJR紀勢本線、近鉄山田線が並行しています。								
	④本物件は、確認のため建築、造成等の行為にあたっては事前に松阪市建築開発課へご相談ください。								
	⑤本物件は、土壌汚染及び地盤、埋設物に関する調査は行っていないのでご注意ください。								
※この物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず参加者ご自身で現地及び諸規制について、調査・確認を行ってください。									

本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)

建物等の情報

所 在 地	松阪市大津町字久地			
内 容	地 番	種 類	構 造	床 面 積
	380番1	園 舎	鉄骨(4mm超)	554.76㎡
		倉 庫	鉄骨(3mm超)	28.35㎡
		自 転 車 置 場	鉄骨(3mm以下)	12.15㎡
		危 険 物 倉 庫	コンクリート・ブロック造	1.95㎡
	合計(4棟)			597.21㎡

留
意
事
項

- ①建物は、前記「物件調書」の「留意事項」に記載したとおり、昭和55年から令和5年3月まで松阪市立大津保育園舎として使用されていましたが、用途廃止されています。
- ②園舎については平成16年度に耐震診断を実施済で耐震性有との結果がでています。なお、倉庫等の耐震性の有無については不明です。
- ③園舎については、令和2年度に実施しました建築基準法第12条点検において、建築物の外部に一部サイディングの打撃割れ、仕上材の割れ、サッシ等の脱落防止材の劣化、また内部仕上げの状況として床仕上げ材の隙間などの不具合箇所を把握しております。また、把握している箇所以外においても、不具合があるものと推測できますが、詳細については把握していません。
- ④園舎の電気状況について、低圧電力は廃止、従量電灯は当市において現在使用しています(セコム等)。また、上水道の状況については、メータが撤去されています。下水道の状況については、単独浄化槽があります。
- ⑤当該物件について、現時点でアスベスト含有建材に関する事前調査は未実施である。
- ※売買物件には、上記建物及び建物内の残置物が含まれ、これらの物件には上記の諸事情がありますが、本市は、上記諸事情による契約不適合責任を負わず、買主は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償請求をすることはできません。

本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)

物件調書

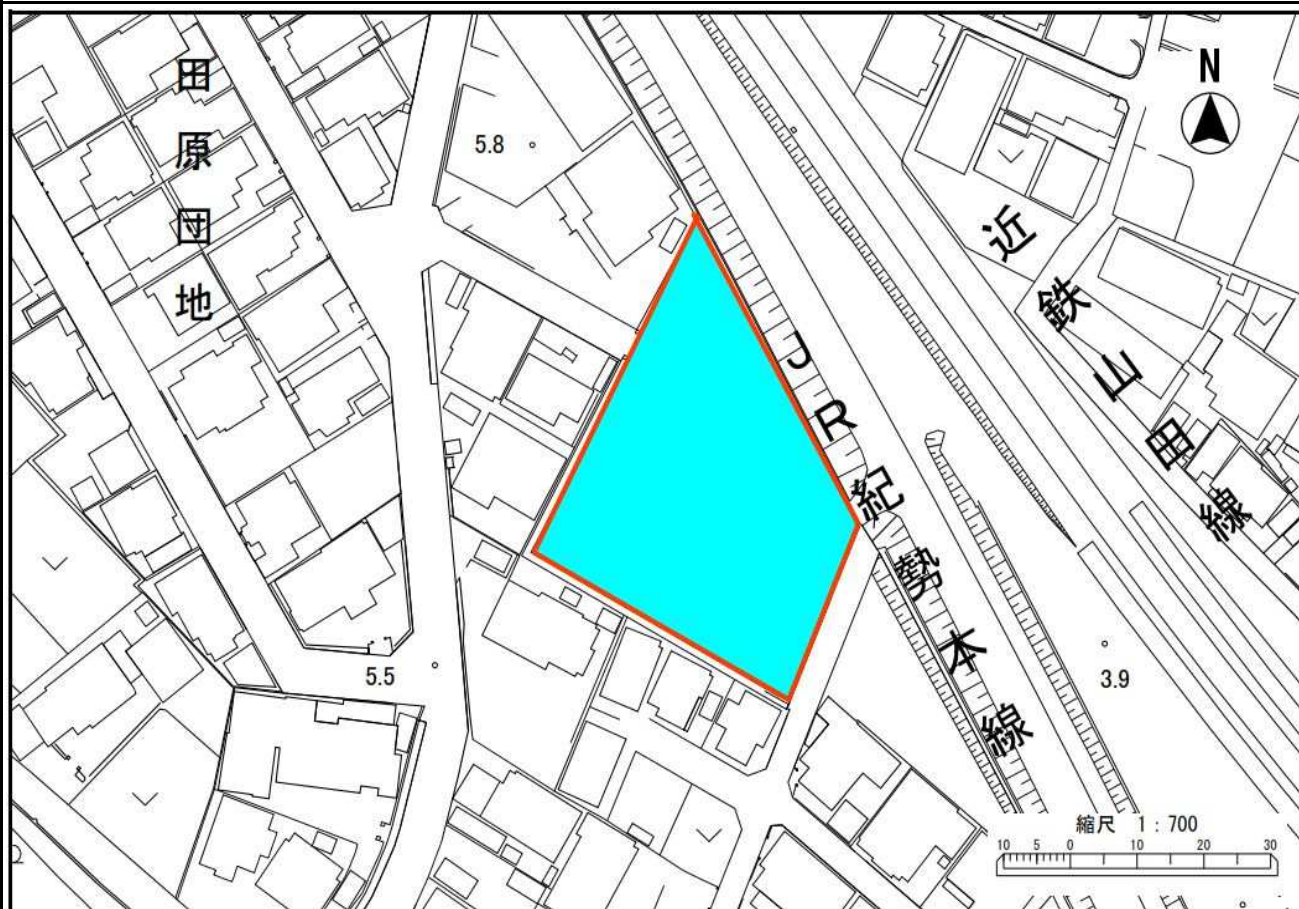
物件番号 3

案内図

広域位置図



案内図



本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市総務部財務課(0598-53-4322)



全景(南東方向から)



北西方向から

物 件 調 査 書

物件番号 4

予定価格

17,300,000円

所 在 地		松阪市上川町字新田					
内 容	地 番	地 目		公 簿 面 積	実 測 面 積		
	3733番1	宅 地		2428.64㎡	2428.64㎡		
	合計(1筆)				2428.64㎡		
道路と敷地の関係		南西側で幅員約6mの舗装市道上川道13号線に接面する。 北西側で幅員約6mの舗装位置指定道路(建築基準法第42条第1項5号)に接面する。 北東側では、幅員約2m～約5mの舗装された非道路(建築基準法上の道路でない)と接続している。					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第二種住居地域	
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	高度地区	—
		外 壁 後 退 距 離	—	敷 地 面 積 最 低 制 限	—	防 火 地 域	法第22条区域
	その他の制限	景観計画区域一般地区内「丘陵地区」					
		宅地造成等工事規制区域					
私道の負担金等に関する事項		負 担 金 の 有 無	無	負 担 等 の 内 容			
供給処理 施設の状況	施 設 の 種 類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	可				中部電力(株)松阪営業所 0120-985-320	
	上 水 道	可	給水工事必要			松阪市上水道建設課 0598-53-4377	
	下 水 道	無	合併処理浄化槽の設置が必要			松阪市下水道建設課 0598-53-4132	
	都市ガス	無					
	CATV	可	詳細は右記事業所へご確認ください			松阪ケーブルテレビ・ステーション(株) (代)0598-50-2200	
公 共 施 設 等	徳和駅			物件の北西方		約1.1km	
	市立徳和小学校			物件の西方		約1.1km	
	市立久保中学校			物件の北西方		約3.0km	
	県立松阪商業高校			物件の東方		約0.6km	
留 意 事 項	・本物件は、確認のため建築、造成等の行為にあたっては事前に松阪市建築開発課へご相談ください。						
	・本物件は、南西側にアスファルト舗装、フェンス及び水路が設置されています。フェンス沿いにある電柱について、一部敷地内に入る可能性がありますので、中部電力パワーグリッド株式会社 松阪営業所へ問い合わせてください。南側の一部には擁壁及び水路が設置されており、擁壁部分は周囲より約0.6m～0.9m高くなっています。また、敷地内に、既設埋設給水管及びバルブ等があるため、竣工図を確認してください。現状引渡しとなりますので、撤去等の費用は落札者にてご負担となります。						
	・標準的画地と比較して敷地規模が大きく、形状がやや不整形です。						
	・本物件は、土壌汚染及び地盤、埋設物に関する調査は行っていないのでご注意ください。						
	・道路高低差については、北西側及び北東側は、ほぼ等高に接面しています。南西側は、ほぼ等高から南側に向かって高くなり、最高で約0.5m敷地より高く接面しています。						
	※この物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず参加者ご自身で現地及び諸規制について、調査・確認を行ってください。						
本物件の譲渡人(連絡先)		松阪市建設部住宅課(0598-53-4163)					

物 件 調 査 書

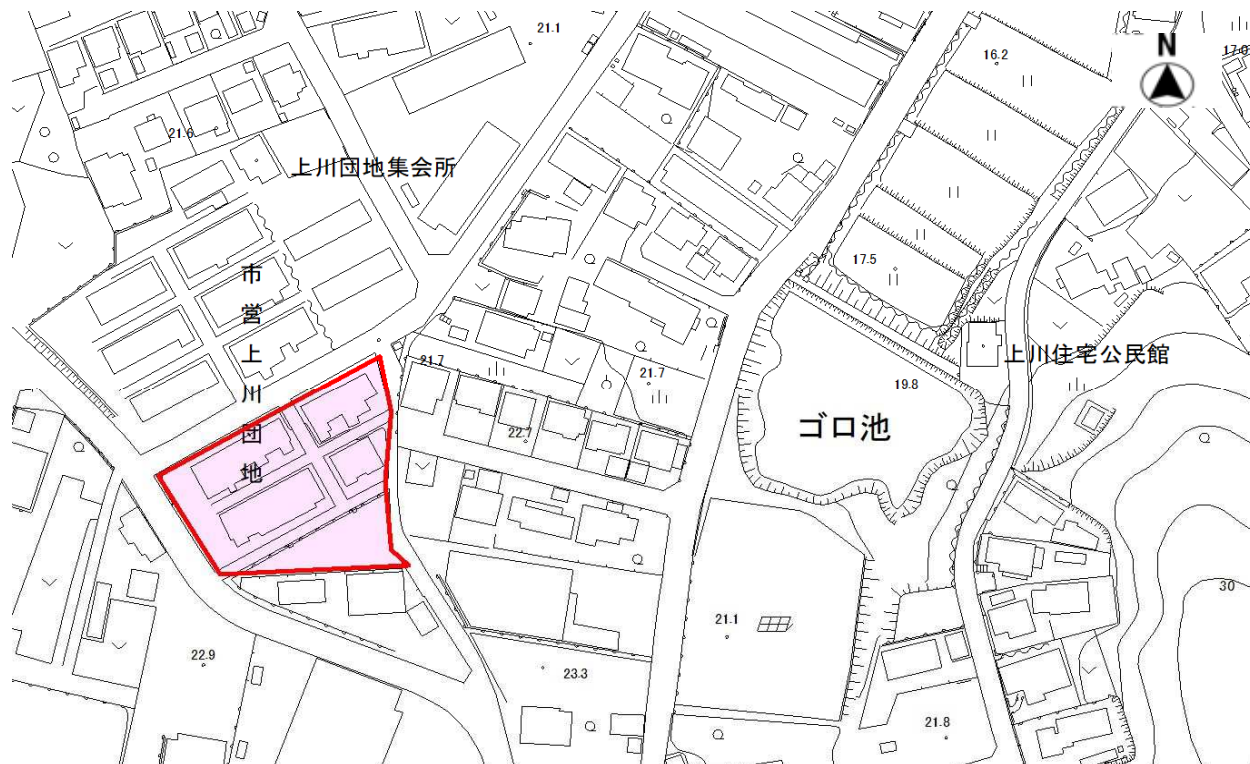
物件番号 4

案 内 図

広 域 位 置 図



案 内 図



本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市建設部住宅課(0598-53-4163)

公用

登記年月日：令和6年12月24日

土地所在図
地積測量図

地番	3733-23、3733-31
土地の所在	松阪市上川町字新田

求積表

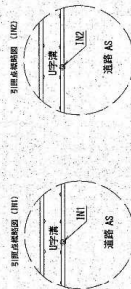
地番 3733-23				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	面積
KP33	507.728	600.035	450.850888	9.280
KB21	498.490	499.370	-176.485450	0.799
K10	497.784	499.681	1690.372884	7.491
K9	490.928	502.756	-684.883832	2.516
K8	497.784	502.756	10.084	10.084
KF3	497.728	498.482	27.716868	13.86
合計面積			13.859840	13.86

地番 3733-31				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	面積
K10	497.784	499.681	-722.241084	0.799
KB21	498.490	499.370	176.485450	9.280
KP33	507.728	600.035	736.710426	5.032
合計面積			4.7094270	4.70

総合面積 18.5692670 m²

測量員	X座標	Y座標	測量機
IN1	476.930	481.129	コンクリートに設置機
IN2	450.359	610.909	コンクリートに設置機

(補綴表：任意省略) 測量年月日 令和6年11月19日



記号	境界線の種類
⑤	コンクリート壁
⑦	プラスチック壁
⑧	変換プレート壁
⑨	変換壁

作成者	公益社団法人三重県公共福祉登記土地家屋調査士協会 社員 土家家屋調査士 吉村 工
嘱託者	松阪市役 竹上 真人
縮尺	1 / 250

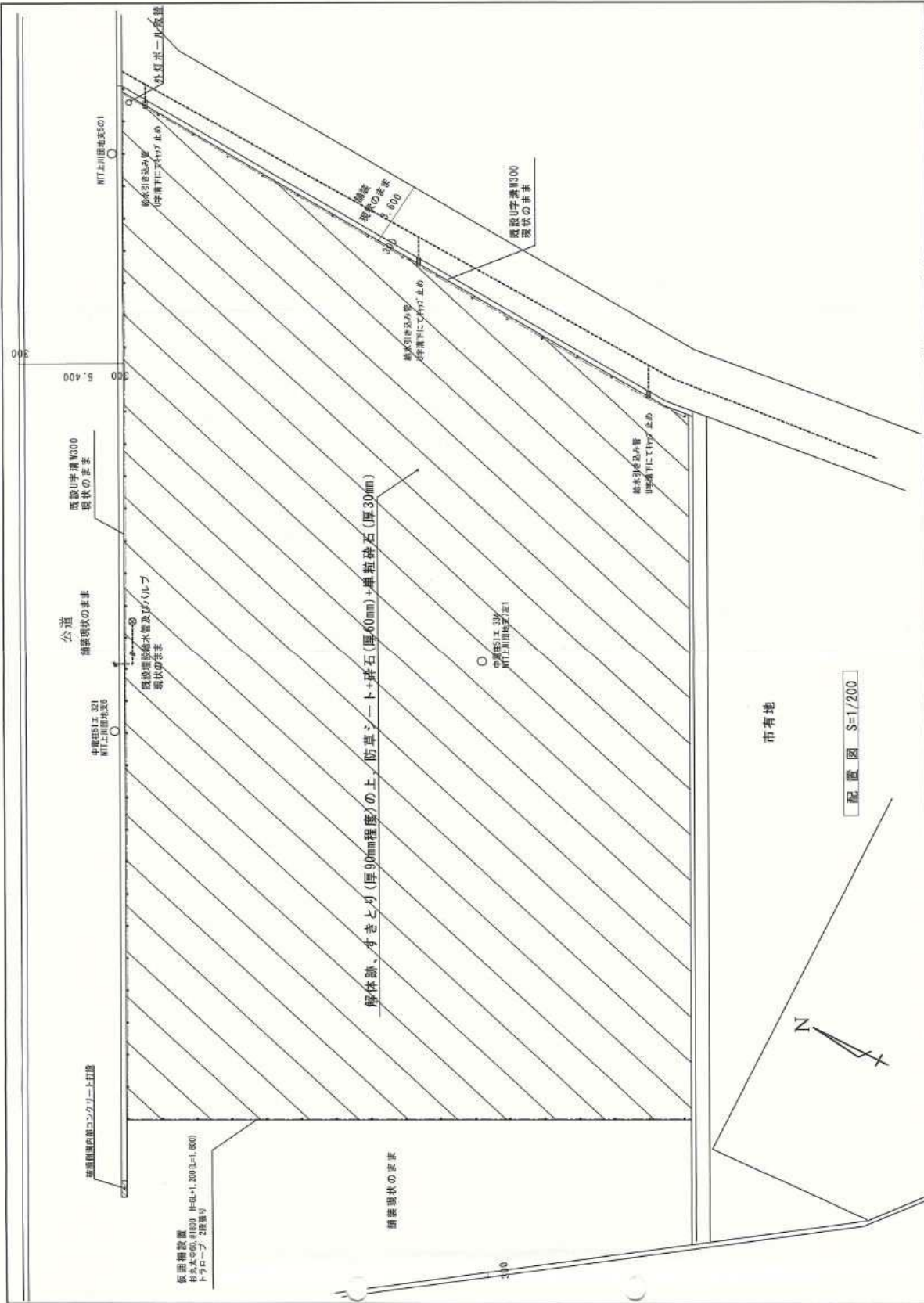
請求番号：11-2

【注意】コピー縮小しています。

物 件 調 査 書

物件番号 4

竣 工 図



図面番号	竣工図	縮尺	S=1/200	上川田地区C5・C6・C7・C8解体工事	松阪市建設部都市計画課

【注意】コピー縮小しています。

本物件の譲渡人(連絡先)

松阪市建設部住宅課(0598-53-4163)



物件番号4 現況写真

